

独立行政法人水資源機構分任契約職
利根川下流総合管理所長 松村 貴義
(公印省略)

見積依頼書

- | | |
|--------|---|
| 1 件名 | 測量用品外購入 |
| 2 納品場所 | 茨城県稲敷市上之島3112 利根川下流総合管理所
千葉県香取郡東庄町新宿2276 利根川河口堰管理所
茨城県かすみがうら市牛渡359 霞ヶ浦用水管理所 |
| 3 納期 | 令和8年3月20日 |
| 4 内容等 | 別途交付する仕様書等のとおり |

記

- | | |
|------------|---|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見積書等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載) |
| 3) 見積書提出期限 | 令和8年03月03日(火) 11:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所
FAX番号 0299-79-3316 (電子メール)nyukei_tonekaryu@water.go.jp |
| 5) 担当者 | 総務課 伊澤 宮本 |
| 6) 質問書提出期限 | 令和8年02月25日(水) 11:00 まで |
| 7) 見積日時 | 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。 |
| 8) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は 令和8年03月04日(水) 11:00 までとします。 |
| 9) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。 |
| 5 その他 | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) <u>請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)銀行振込による一括支払となります。</u>
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
4) 同等品以上の物品での見積提出は、 <u>質問書により規格を提示し、当管理所から同等品以上と認める旨を回答した場合に限り有効とする。</u> |